

「中華人民共和國商標法改正草案(意見募集稿)」の公開意見募集に関する
国家知識産権局の通知

公布日：2023-01-13

知的財産権事業に関する習近平総書記の重要な指示精神と「知的財産権の法治保障の強化」に関する中国共産党第20回全国代表大会の配置要求を徹底実施し、商標制度を更に改善し、商標分野に存在する際立った問題を解決し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進するために、国家知識産権局は「中華人民共和國商標法」の改正を積極的に推進し、「中華人民共和國商標法改正草案(意見募集稿)」を起草した。ここに、社会一般に公開的に意見を募集する。関係部門と各界の人々は2023年2月27日までに、以下の方式を通じて、意見募集稿の改正改善について具体的な意見を提出することができる。

一、電子メールの場合：tiaofasi@cnipa.gov.cn宛てに電子メールで意見を送信する

二、ファクシミリの場合：010-62083681

三、書簡の場合：〒100088 北京市海淀区西土城路6号国家知識産権局条法司条法二処 宛てに郵送する

(封筒の左下に「商標法」と明記すること)

添付書類：

1. [中華人民共和國商標法改正草案\(意見募集稿\).pdf](#)
2. [「中華人民共和國商標法改正草案\(意見募集稿\)」に関する説明.pdf](#)
3. [「中華人民共和國商標法改正草案\(意見募集稿\)」改正対照表.pdf](#)

国家知識産権局

2023年1月13日

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。